

# 音声利用 I P 通信網サービス契約約款(平成15年東経企管 第03 - 93号 )

実施 平成15年10月29日

## 目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第4条 外国における取扱いの制限	6
第1章の2 音声利用 I P 通信網サービスの種類	6
第4条の2 音声利用 I P 通信網サービスの種類	6
第2章 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域	6
第5条 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域	6
第3章 契約	6
第1節 第1種サービスに係る契約	6
第6条 契約の単位	6
第7条 接続契約者回線の収容	6
第8条 契約申込の方法	7
第9条 契約申込の承諾	7
第10条 基本契約期間	7
第11条 契約者回線番号	7
第12条 請求による契約者回線番号の変更	7
第13条 回線収容部の変更	8
第14条 その他の契約内容の変更	8
第15条 利用の一時中断	8
第16条 第1種契約に係る利用権の譲渡	8
第17条 第1種契約者が行う第1種契約の解除	8
第18条 当社が行う第1種契約の解除	9
第19条 その他の提供条件	9
第2節 第2種サービスに係る契約	9
第19条の2 契約の単位	9
第19条の3 契約申込の方法	9
第19条の4 契約申込の承諾	9
第19条の5 契約者回線番号	9
第19条の6 その他の契約内容の変更	10
第19条の7 第2種契約に係る利用権の譲渡	10
第19条の8 当社が行う第2種契約の解除	10
第19条の9 その他の提供条件	11
第4章 付加機能	11
第20条 付加機能の提供	11
第21条 付加機能の利用の一時中断	11
第5章 利用中止及び利用停止	11
第22条 利用中止	11
第23条 利用停止	11
第6章 通信	12

第24条	相互接続点との間の通信等	12
第25条	通信の切断	12
第26条	通信利用の制限等	12
第27条	通信時間等の制限	13
第28条	通信時間の測定等	13
第29条	国際通信の取扱い地域	13
第30条	契約者回線番号等通知	13
第7章	料金等	13
第1節	料金及び工事に関する費用	13
第31条	料金及び工事に関する費用	13
第2節	料金等の支払義務	14
第32条	基本料金の支払義務	14
第33条	通信料金の支払義務	15
第34条	手続きに関する料金の支払義務	15
第35条	工事費の支払義務	15
第3節	料金の計算等	15
第36条	料金の計算等	15
第4節	割増金及び延滞利息	16
第37条	割増金	16
第38条	延滞利息	16
第8章	保守	16
第39条	契約者の切分責任	16
第40条	修理又は復旧の順位	16
第9章	損害賠償	17
第41条	責任の制限	17
第42条	免責	17
第10章	雑則	18
第43条	協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結	18
第44条	承諾の限界	18
第45条	利用に係る契約者の義務	18
第46条	技術資料の閲覧	18
第47条	利用上の制限	18
第48条	契約者の氏名等の通知	19
第49条	協定事業者からの通知	19
第50条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回 収代行	19
第51条	協定事業者による音声利用 I P 通信網サービスに關 する料金等の回収代行	19
第52条	電話帳の発行	20
第53条	番号案内	20
第54条	番号情報の提供	20
第55条	法令に規定する事項	20
第56条	閲覧	20
第11章	附帯サービス	20
第57条	附帯サービス	20
別記		
1	接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等	21
2	契約者の地位の承継	26
3	契約者の氏名等の変更の届出	26

4	相互接続通信の料金の取扱い	26
5	電話帳	27
6	当社の維持責任	27
7	料金明細内訳情報の提供	27
8	利用権に関する事項の証明	28
9	支払証明書の発行	28
10	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	28
10の2	端末設備の提供	28
11	新聞社等の基準	28
12	他社相互接続通信に係る協定事業者	29
13	携帯・自動車電話事業者の電気通信番号	29
14	I P電話事業者の電気通信番号	29
15	相互接続通信の接続形態と料金の取扱い	30
16	協定事業者との利用契約の締結	31
17	技術資料の項目	31
<b>料金表</b>		
	通則	32
	第1表 料金	33
	第1類 基本料金	33
	第2類 通信料金	46
	第3類 手続きに関する料金	65
	第2表 工事に関する費用	66
	第3表 重複掲載料	70
	第4表 附帯サービスに関する料金等	70
	第1 証明手数料	70
	第2 支払証明書の発行手数料	70
	附則	71

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この音声利用IP通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより音声利用IP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

（注）本条のほか、当社は、音声利用IP通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

### （約款の変更）

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### （用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
4 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの
5 通話	おおむね3kHzの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6 音声利用IP通信網	主として通話の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一緒にして設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
7 音声利用IP通信網サービス	音声利用IP通信網を使用して行う電気通信サービス
7の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
8 音声利用IP通信網サービス取扱所	(1) 音声利用IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により音声利用IP通信網サービスに関する

	契約事務を行う者の事業所
9 所属音声利用 IP通信網サービス取扱所	その音声利用IP通信網サービスの契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所
10 第1種契約	当社から第1種サービスの提供を受けるための契約
10の2 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
10の3 第2種契約	当社から第2種サービスの提供を受けるための契約
10の4 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
11 契約者	第1種契約者又は第2種契約者
12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に關し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）
13 接続契約者回線	音声利用IP通信網と相互に接続する電気通信回線（別記1の(1)に定めるものとします。）であって、専ら第1種サービスの利用のために設置されるもの
13の2 利用回線	別記1の(2)又は別記1の(3)に定める電気通信回線であって、音声利用IP通信網サービスに係るもの
13の3 接続契約者回線等	(1) 接続契約者回線 (2) 利用回線 (3) 当社が必要により設置する電気通信設備
14 回線収容部	接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
15 端末設備	接続契約者回線等の一端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
16 サービス接続点	音声利用IP通信網と当社が別に定める電気通信設備との接続点 (注)本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、電話サービス契約約款に規定する電話網、総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する総合ディジタル通信網又はIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網

	とします。
17 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
18 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
19 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
20 相互接続通信	相互接続点との間の通信及び相互接続点相互間の通信（サービス接続点を介して行われるものも含みます。）
21 契約者回線等	(1) 接続契約者回線等 (2) 相互接続点 (3) 電話サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の29欄の(1)に規定するもの (4) 総合ディジタル通信サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の26欄の(1)に規定するもの
22 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

#### （外国における取扱いの制限）

第4条 音声利用IP通信網サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

#### 第1章の2 音声利用IP通信網サービスの種類

##### （音声利用IP通信網サービスの種類）

第4条の2 当社が提供する音声利用IP通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
第1種サービス	同時に複数のチャネルによる通信を行うことが可能なものの
第2種サービス	第1種サービス以外のもの

#### 第2章 音声利用IP通信網サービスの提供区域

##### （音声利用IP通信網サービスの提供区域）

第5条 当社の音声利用IP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

#### 第3章 契約

##### 第1節 第1種サービスに係る契約

###### （契約の単位）

第6条 当社は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに1の第1種契約を締結します。この場合、第1種契約者は、1の第1種契約につき、1人に限ります。

###### （接続契約者回線の収容）

第7条 当社は、当社が指定する音声利用IP通信網サービス取扱所の1の回線収容部に1の接続契約者回線を収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(注)当社は、本条の規定によるほか、第40条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(契約申込の方法)

第8条 第1種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 接続契約者回線の終端の場所又は利用回線の契約者回線番号

(2) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第9条 当社は、第1種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第1種契約の申込みをした者が、その第1種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) 第1種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 第1種契約の申込みをした者が第1種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(5) 第45条(利用に係る契約者の義務)又は第47条(利用上の制限)の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(基本契約期間)

第10条 第1種契約には、料金表第1表第1類(基本料金)に定めるところにより基本契約期間があります。

2 前項の基本契約期間は、第1種サービスの提供を開始した日から起算して、1年間とします。

3 第1種契約者は、前項の基本契約期間内に第1種契約の解除等によりその第1種契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(契約者回線番号)

第11条 第1種サービスの契約者回線番号は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに当社が定めます。

2 第1種契約者は、接続契約者回線に係る終端の場所又は利用回線の契約者回線番号について変更の申込みを行うときは、その内容について契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

3 前項の届出又は利用回線の移転等により、その回線収容部又は利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

4 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第1種サービスの契約者回線番号を変更することができます。

5 前2項の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種契約者に通知します。

(注)当社は、本条の規定によるほか、第40条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、第1種サービスの契約者回線番号を変更することができます。

(請求による契約者回線番号の変更)

第12条 第1種契約者は、迷惑電話(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。)又は間違い電

話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいいます。）を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、所属音声利用IP通信網サービス取扱所に対し当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

（回線収容部の変更）

第13条 第11条（契約者回線番号）第2項に規定する届出により、その接続契約者回線について他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第9条（契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

（その他の契約内容の変更）

第14条 第1種契約者は、第8条（契約申込の方法）第1項第2号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用の一時中断）

第15条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第1種サービスの利用の一時中断（その回線収容部及び契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（第1種契約に係る利用権の譲渡）

第16条 第1種契約に係る利用権（契約者が契約に基づいて音声利用IP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 第1種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により第1種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用回線を使用している場合は、その利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
- (2) 第1種契約に係る利用権を譲り受けようとする者がその第1種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (3) 第1種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第1種契約に係るサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 相互接続点との間の通信を伴う第1種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

- 4 第1種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種契約者の有していた一切の権利及び義務（第33条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

（第1種契約者が行う第1種契約の解除）

第17条 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種契約の解除)

第18条 当社は、第23条(利用停止)の規定により第1種サービスの利用を停止された第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種契約を解除することができます。

2 当社は、第1種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種サービスの利用停止をしないでその第1種契約を解除することができます。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第1種契約を解除することがあります。

- (1) 利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があったとき。
- (2) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第1種サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- (3) 利用回線の移転等により音声利用IP通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (4) 接続契約者回線等について当社と契約を締結している者が同一の者でないことにについて、その事実を知ったとき。

4 当社は、前3項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第19条 第1種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節 第2種サービスに係る契約

(契約の単位)

第19条の2 当社は、1の利用回線ごとに1の第2種契約を締結します。この場合、第2種契約者は、1の第2種契約につき、1人に限ります。

(契約申込の方法)

第19条の3 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 利用回線の契約者回線番号
- (2) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第19条の4 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種契約の申込みをした者が、その第2種契約に係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 第2種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第2種契約の申込みをした者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 第45条(利用に係る契約者の義務)又は第47条(利用上の制限)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者回線番号)

第19条の5 第2種サービスの契約者回線番号は、1の利用回線ごとに当社が定めます。

2 利用回線の移転等により、その第2種サービスの契約者回線番号の変更を行う必要

が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

4 前2項の規定により、第2種サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第40条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

(その他の契約内容の変更)

第19条の6 第2種契約者は、第19条の3(契約申込の方法)に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の4(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第2種契約に係る利用権の譲渡)

第19条の7 第2種契約に係る利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、その第2種契約に係るIP通信網契約に関する権利の譲渡の承認の請求に併せて、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。

(2) 第2種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が、その第2種契約に係る利用回線の利用権を譲り受けようとする者と同一の者とならないとき。

(3) 第2種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 相互接続点との間の通信を伴う第2種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 第2種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第2種契約者の有していた一切の権利及び義務(第33条(通信料金の支払義務))の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。)を承継します。

(当社が行う第2種契約の解除)

第19条の8 当社は、第23条(利用停止)の規定により第2種サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種契約を解除することができます。

2 当社は、第2種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種サービスの利用停止をしないでその第2種契約を解除することができます。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第2種契約を解除します。

(1) 利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があったとき。

(2) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第2種契約に係る利用権の譲渡の承認の請求がないとき。

(3) 利用回線の移転等により音声利用IP通信網サービスの提供区域外となったとき。

(4) 利用回線について当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、

その事実を知ったとき。

- 4 当社は、前3項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第19条の9 請求による契約者回線番号の変更、利用の一時中断、第2種契約者が行う第2種契約の解除の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

#### 第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表第1類（基本料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいいます。以下同じとします。）を行います。

#### 第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、音声利用IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上又は音声利用IP通信網サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止める）ことをいいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) 第26条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (4) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

- 2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

- 3 第1項に規定する場合のほか、音声利用IP通信網サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その音声利用IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった音声利用IP通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その音声利用IP通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (3) 接続契約者回線を第1種サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めたとき。
  - (4) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。
  - (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本条第1項第4号により、音声利用IP通信網サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第6章 通信

### （相互接続点との間の通信等）

第24条 相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

### （通信の切断）

第25条 当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することができます。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

### （通信利用の制限等）

第26条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなつたときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）を行なうことがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 前2項に規定するほか、契約者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、その音声利用IP通信網サービスを利用できないことがあります。

(通信時間等の制限)

第27条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することができます。

(通信時間の測定等)

第28条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2類(通信料金)に定めるところによります。

(国際通信の取扱い地域)

第29条 国際通信の取扱い地域は、料金表第1表第2類(通信料金)に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

第30条 接続契約者回線等から契約者回線等への通信については、その接続契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りでありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) 契約者回線番号非通知(契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。)の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)
- (3) その他当社が別に定める通信

2 第1項の規定により、その接続契約者回線等の契約者回線番号を着信先の接続契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が当社が別に定める付加機能を利用していている場合はその通信が制限されます。

3 当社は、前2項にかかわらず、接続契約者回線等から、電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び接続契約者回線等に係る終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)の場所を、その着信先の機関へ通知することができます。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りでありません。

4 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。

(注3) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

## 第7章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第31条 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供する音声利用 IP 通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注)本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する音声利用 IP 通信網サービスの態様に応じて、基本料(加算額を含みます。)及び付加機能使用料を合算したものとします。

#### 第2節 料金等の支払義務

##### (基本料金の支払義務)

第32条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用 IP 通信網サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1類(基本料金)に規定する基本料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により音声利用 IP 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用 IP 通信網サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その音声利用 IP 通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 IP 通信網サービスについての料金

2 当社の故意又は重大な過失によりその音声利用 IP 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその音声利用 IP 通信網サービスについての料金
--	--

3 回線収容部の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更、利用回線の変更又は第1種サービスに係る接続契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、音声利用 IP 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により音声利用 IP 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用 IP 通信網サービスについての料金
---	--

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料

金を返還します。

(通信料金の支払義務)

第33条 契約者は、接続契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2類(通信料金)の規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2 契約者は、接続契約者回線等と第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)又は(4)に規定するものとの間の通信について、音声利用IP通信網サービスに係る部分と電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2類(通信料金)の規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

ただし、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)又は(4)に規定するものから接続契約者回線等へ行った通信料金については、電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。

3 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

4 前3項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表第1表第1類(基本料金)又は同表第2類(通信料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2類に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(注)本条に規定する当社が別に定めるところは、別記4及び別記12から別記15に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第34条 契約者は、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3類(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第35条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

#### 第4節 割増金及び延滞利息

##### (割増金)

第37条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

##### (延滞利息)

第38条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

#### 第8章 保守

##### (契約者の切分責任)

第39条 契約者は、音声利用IP通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、音声利用IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

##### (修理又は復旧の順位)

第40条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第26条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関 に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

## 第9章 損害賠償

### (責任の制限)

第41条 当社は、音声利用IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）又は固定衛星地球局より外国側又は衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、音声利用IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用IP通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1類（基本料金）に規定する基本料金

(2) 料金表第1表第2類（通信料金）に規定する通信料金（音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失により音声利用IP通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1類に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

### (免責)

第42条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又

は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に接続契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第10章 雜則

### （協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結）

第43条 契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承認を受けた者（以下この条において「契約者等」といいます。）は、別記16に定める協定事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記16に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。

ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

### （承諾の限界）

第44条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。  
（利用に係る契約者の義務）

第45条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は音声利用IP通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は破損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていたきます。

### （技術資料の閲覧）

第46条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、音声利用IP通信網サービスを利用するうえで参考となる別記17の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

### （利用上の制限）

第47条 契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行わ

	れ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービス的方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービス的方式

( 契約者の氏名等の通知 )

第48条 契約者は、協定事業者（その契約者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

- 2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。
- 3 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

( 協定事業者からの通知 )

第49条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

( 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行 )

第50条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行なうことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
  - (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
  - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。
- ( 協定事業者による音声利用 I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行 )
- 第51条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行なうことがあります。
- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
  - (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
  - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わな

いときは、前項に規定する取扱いは廃止します。

(電話帳の発行)

第52条 当社は、別記5に定めるところにより、電話帳の発行を行います。

(番号案内)

第53条 当社は、当社が付与した契約者回線番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内(以下「番号案内」といいます。)を行います。

2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス契約約款第99条(電話番号案内)から第101条(相互接続番号案内に係る料金の取扱い)の規定に準じて取扱います。

(番号情報の提供)

第54条 契約者は、当社が当社の番号情報(電話帳掲載又は番号案内に必要な情報(第52条(電話帳)及び第53条(番号案内))の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった接続契約者回線等の情報を除きます。)をいいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。)に登録することについて、同意していただきます。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。

(注1)本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2)本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3)当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4)番号案内ののみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(法令に規定する事項)

第55条 音声利用IP通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定めがある事項については、別記6に定めるところによります。

(閲覧)

第56条 この約款において、**当社が別に定めることとしている事項**については、当社は閲覧に供します。

## 第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第57条 音声利用IP通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7から10の2に定めるところによります。

別記

1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等

- (1) 第1種サービスについて、接続契約者回線に係る電気通信サービスの名称及び品目、取扱いの単位、チャネル数の上限並びに終端の場所として指定することができる区域は以下のとおりとします。

電気通信サービス		取扱いの単位	チャネル数の上限	終端の場所とすることができる区域	
名 称	品目等			終端のうち回線収容部に収容されるもの	終端のうち左記以外のもの
1 LAN型通信網サービス契約約款に規定する第2種サービス(クラス1のものであってプラン1のものに限ります。)	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る2の契約者回線であって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものを1の接続契約者回線として取り扱います。ただし、多重回線収容機能を利用している場合は、1の論理パス(多重回線収容機能を利用するため、当社があらかじめ指定する方法により当該電気通信サービスに係る2の契約者回線上に設定された論理的な電気通信回線をいいます。以下同じとします。)を1の接続契約者回線としてみなして取り扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに600チャネルまで	当社が別に定める音声利用IP通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域
2 LAN型通信網サービス契約約款に規定する第1種サービス(タイプ2のものに限ります。)	10Mb/s	左記の電気通信サービスに係る契約者回線の区別が同一である2の契約者回線(1のLAN型通信網契約に係るものであって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものに限ります。)を1の接続契約者回線として取り扱います。ただし、多重回線収容機能を利用している場合は、1の論理パスを1の接続契約者回線とみなして取り扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに90チャネルまで	当社が別に定める音声利用IP通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域
	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに600チャネルまで			

		備考 LAN型通信網契約(接続契約者回線に係るものとします。)に 係る中継回線の区別等については、第1種サービスの提供において支障が生じないことについて当社が認めるものに限ります。			
3 LAN 型通信網 サービス 契約約款 に規定す る第2種 サービス (クラス 2のもの に限りま す。)	2 Mb/s	左記の電気通信サービス に係る品目が同一である 2の契約者回線であつ て、互いの契約者回線の みが通信相手先となるも のを1の接続契約者回線 として取り扱います。た だし、多重回線収容機能 を利用している場合は、 1の論理バスを1の接続 契約者回線とみなして取 り扱います。	左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに10チャ ネルまで	当社が別 に定める 音声利用 IP通信 網サービ ス取扱所	当社が別 に定める 区域
	3 Mb/s		左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに20チャ ネルまで		
	4 Mb/s		左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに30チャ ネルまで		
	5 Mb/s		左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに40チャ ネルまで		
	6 Mb/s		左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに50チャ ネルまで		
	7 Mb/s		左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに60チャ ネルまで		
	8 Mb/s		左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに70チャ ネルまで		

	9 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに80チャネルまで		
	10Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに90チャネルまで		
	100Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに 600 チャネルまで		
備考 LAN型通信網契約(接続契約者回線に係るものとします。)に 係る中継回線の区別等については、第1種サービスの提供において支障が生じないことについて当社が認めるものに限ります。					
4 LAN型通信網サービス契約約款に規定する第2種サービス(クラス1のものであってプラン2のものに限ります。)	2 Mb/s	左記の電気通信サービスに係る品目が同一である2の契約者回線であって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものを1の接続契約者回線として取り扱います。ただし、多重回線収容機能を利用している場合は、1の論理パスを1の接続契約者回線とみなして取り扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに10チャネルまで	当社が別に定める音声利用IP通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域
	3 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに20チャネルまで		
	4 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに30チャネルまで		
	5 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに40チャネルまで		

	6 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに50チャネルまで		
	7 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに60チャネルまで		
	8 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに70チャネルまで		
	9 Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに80チャネルまで		
	10Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに90チャネルまで		
	100Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに 600 チャネルまで		
5 協定事業者の契約約款等に規定する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限りま	当社が別に定める品目等	左記の電気通信サービスに係る電気通信設備であって 2 の終端の間の通信のみを行うことができるものを 1 の接続契約者回線として取り扱います。ただし、多重回線収容機能を利用している場合は、1 の論理パスを 1 の接続契約者回線とみなし	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに当社が別に定める数まで	当社が別に定める音声利用 I P 通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域

す。)	て取り扱います。		
<b>備考</b>			
<p>1 その電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用IP通信網サービスの提供に支障が生じないことを当社が認めるものに限ります。</p> <p>2 上記の2の終端（多重回線収容機能を利用している場合は、論理バスの終端とします。）は、同一の都道府県の区域内に設置されたものとします。</p>			

(2) 第1種サービスについて、利用回線に係る電気通信サービスの名称及び品目、取扱いの単位並びにその他の条件は以下のとおりとします。

電気通信サービス	取扱いの単位	チャネル数の上限	利用回線とすることができるもの	
名 称	品 目			
IP通信網サービス 契約約款に規定する IP通信網サービス (メニュー5-1の プラン1のクラス1 に係るものに限ります。)	100Mb/s	左記の電気通信 サービスに係る 1の契約者回線 を1の利用回線 として取り扱い ます。	左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに100チャ ネルまで	当社が別に定める 音声利用IP通信 網サービス取扱所 内に設置されるIP 通信網サービスの 取扱所交換設備 に収容されるもの
IP通信網サービス 契約約款に規定する IP通信網サービス (メニュー5-1の プラン2のクラス1 に係るものに限ります。)	100Mb/s	左記の電気通信 サービスに係る 1の契約者回線 を1の利用回線 として取り扱い ます。	左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに100チャ ネルまで	当社が別に定める 音声利用IP通信 網サービス取扱所 内に設置されるIP 通信網サービスの 取扱所交換設備 に収容されるもの

(3) 第2種サービスについて、利用回線に係る電気通信サービスの名称及び品目、取扱いの単位並びにその他の条件は以下のとおりとします。

電気通信サービス	取扱いの単位	利用回線とすることができるもの	
名 称	品 目		
IP通信網サービス 契約約款に規定するIP 通信網サービス(メニ ュー5-2)に係るもの に限ります。)	100Mb/s	左記の電気通信サ ービスに係る1の 契約者回線を1の 利用回線として取 り扱います。	当社が別に定める区域
IP通信網サービス 契約約款に規定するIP 通信網サービス(メニ ュー5-1のプラン3-1 に係るものに限ります。)	100Mb/s	左記の電気通信サ ービスに係る1の 契約者回線を1の 利用回線として取 り扱います。	当社が別に定める区域

(4) 当社の音声利用IP通信網サービスの提供区間は、回線収容部と回線収容部（当

社が必要により設置する電気通信設備を含みます。以下(4)において同じとします。)又はサービス接続点と回線収容部若しくはサービス接続点( IP通信網とのサービス接続点に限ります。)との間とします。

## 2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人(接続契約者回線等に係る契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者としていただきます。)を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取扱います。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その契約に係る接続契約者回線等の契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

## 3 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。  
ただし、その変更があったにもかかわらず所属音声利用IP通信網サービス取扱所に届出がないときは、第18条(当社が行う第1種契約の解除)第19条の8(当社が行う第2種契約の解除)及び第23条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

## 4 相互接続通信の料金の取扱い

- (1) 別記15(相互接続通信の接続形態と料金の取扱い)に規定する接続形態により行われる相互接続通信(3)から(6)に規定するものを除きます。)の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記15に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。  
ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第1表第1類(基本料金)同表第2類(通信料金)又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (2) (1)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (3) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記12に規定する中継事業者若しくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします。)に係る相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る相互接続通信については、当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。)の料金の取扱いは、次のとおりとします。  
ア 無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る他社相互接続通信については、当社が別に定めるものに限ります。以下この別記4において同じとします。)以外の他社相互接続通信を伴うとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

イ 無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。

その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

(4) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記12に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(5) (1)から(4)の規定にかかわらず、契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

(6) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア イ以外のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

## 5 電話帳

(1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。

(2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。

(3) 契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

## 6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

## 7 料金明細内訳情報の提供

当社は、あらかじめ第2種契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装

置を言います。)に登録した電子データにより提供します。

#### 8 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿(電磁的記録により調整したものを含みます。)に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア 契約の申込みの承諾年月日

イ 契約者回線番号

ウ 契約者の住所又は居所及び氏名

エ 接続契約者回線等の終端のある場所

オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

(2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第4表第1(証明手数料)に規定する手数料の支払いを要します。

(3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

#### 9 支払証明書の発行

(1) 当社は、契約者等から請求があったときは、所属音声利用IP通信網サービス取扱所において、その音声利用IP通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。

(2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第4表第2(支払証明書の発行手数料)に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

#### 10 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。)の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

#### 10の2 端末設備の提供

(1) 当社は契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。

#### 11 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするための二

ユース又は情報(広告を除きます。)をいいいます。)を供給するこ  
とを主な目的とする通信社

## 12 他社相互接続通信に係る協定事業者

協 定 事 業 者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者(西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。)
3 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号(別記13(携帯・自動車電話事業者の電気通信番号))に規定するものに限ります。)を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
4 P H S 事業者	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
5 無線呼出し事業者	無線設備規則(昭和25年電波管理委員会規則第18号)第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者
6 I P 電話事業者	電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号(別記14(I P電話事業者の電気通信番号))に規定するものに限ります。)を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

## 13 携帯・自動車電話事業者の電気通信番号

区 分	使用される電気通信番号
グループ1 - A	当社が別に定める番号
グループ1 - B	当社が別に定める番号

## 14 I P 電話事業者の電気通信番号

区 分	使用される電気通信番号
グループ2 - A	当社が別に定める番号
グループ2 - B	当社が別に定める番号
グループ2 - C	当社が別に定める番号

15 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接 続 形 態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1	発信側の電気通信設備：接続契約者回線等 着信側の電気通信設備：端末系事業者、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、P H S 事業者、無線呼出し事業者若しくはI P 電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等( エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備については、当社が別に定めるものに限ります。)	当社	当社	その通信の発信に係る契約者	この約款の定めるところによります。	
2	発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (2)から(4)以外の場合  (2) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る電気通信設備から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合  (3) 西日本電信電話株式会社に係る電気通信設備（電話サービス又は総合ディジタル通信サービス）	端末系事業者  エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	同左  当社  西日本電信電話株式会社	その端末系事業者の契約約款等に規定する者  エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者  エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。  エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、それぞれ電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。  エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを

	ル通信サービスに係るものに限ります。)から発信し、エヌ・ティ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	ズ株式会社			除き、西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。
	(4) 電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合 (②又は③の場合を除く。)	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
3	発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
4	発信側の電気通信設備：P H S事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	P H S事業者	同左	そのP H S事業者の契約約款等に規定する者	そのP H S事業者の契約約款等に定めるところによります。
5	発信側の電気通信設備：I P電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	I P電話事業者	同左	そのI P電話事業者の契約約款等に規定する者	そのI P電話事業者の契約約款等に定めるところによります。

## 16 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
日本テレコム株式会社	第2種中継電話等契約
K D D I 株式会社	第2種一般電話等契約

## 17 技術資料の項目

- 1 電気通信回線設備と端末設備の分界点
- 2 基本的な通信形態とインターフェース等

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。  
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 料金月の初日以外の日に音声利用IP通信網サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
  - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
  - (3) 料金月の初日に音声利用IP通信網サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始等）があり、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
  - (4) 料金月の初日以外の日にチャネル数の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第32条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
  - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第32条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することができます。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。  
(端数処理)
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。  
(料金等の支払い)
- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する音声利用IP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。  
(料金の一括後払い)
- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。  
(前受金)
- 10 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。  
(注) 10に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。  
(消費税相当額の加算)
- 11 第32条（基本料金の支払義務）の規定から第35条（工事費の支払い義務）の規定、

第53条（番号案内）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りでありません。

(注1) 11において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいいます。以下同じとします。）によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

（料金等の臨時減免）

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の音声利用IP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

#### 第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）

##### 第1類 基本料金

###### 第1 第1種サービスに係るもの

###### 1 適用

区分	内容
(1) 基本額の適用	当社は、基本額について、1回線収容部又は1利用回線ごとに適用します。
(2) 基本契約期間内に第1種契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第1種サービスには、基本契約期間があります。</p> <p>イ 第1種契約者は、基本契約期間内に第1種契約の解除があった場合は、第32条（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する基本額に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、基本契約期間内にその接続契約者回線等に係るチャネル数の変更により基本額が減少した場合は、変更前の基本額から変更後の基本額を控除して得た額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>
(3) 選択制による付加機能使用料の適用	当社は、第1種契約者からの申出があったときは、2-3(付加機能使用料)に規定する額に代えて、基本料金別表に定める選択制による付加機能使用料（以下「選択制付加機能使用料」といいます。）を適用します。

###### 2 料金額

###### 2-1 基本額

月額

区分	単位	料金額
基本料	1回線収容部又は1利用回線ごとに	3,200円(税込価格 3,360円)
加算料	1回線収容部又は1利用回線につき4を超える1のチャネルごとに	800円(税込価格 840円)

## 2 - 2 番号使用料

月額

区 分	単 位	料 金 額
番号使用料	1 契約者回線番号ごとに	100円(税込価格 105円)

## 2 - 3 付加機能使用料

区 分			単 位	料金額(月額)
代表機能	基本機能	2 以上の契約者回線番号(同一の接続契約者回線等に係るものに限ります。)について、それらの契約者回線番号を代表する代表番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、通信が可能ないずれか 1 の契約者回線番号(代表番号を除きます。)に接続することができる機能	—	—
	追加機能	代表番号通知機能	この機能に係る接続契約者回線等から行う通信について、代表番号を着信先の契約者回線等に通知する機能	—
着信転送機能	基本機能	その契約者回線番号に着信する通信を、応答後又は応答前に、第 1 種契約者が指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能	—	—
	追加機能	指定番号着信転送機能	その契約者回線番号に着信する通信のうち、第 1 種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限ります。)から着信する通信のみを転送する機能	—
備考	1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。 2 この機能を利用する場合において、転送が 2 回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。 4 この機能に係る通信(応答後に転送した場合を除きます。)については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の 2 の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる			

			<p>状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>5 この機能に係る通信(応答後に転送した場合に限ります。)については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信、この機能に係る接続契約者回線等から転送先への呼出しを行う通信及びこの機能に係る接続契約者回線等から転送先への通信のうち呼出し以外のものの3の通信として取り扱います。</p> <p>6 着信転送機能については、スケジュールパターン(その機能の利用開始時刻及び終了時刻を第1種契約者があらかじめ定めたものをいいます。以下同じとします。)を当社が指定する方法により登録していただくことにより、そのスケジュールパターンによりその機能を利用することができます。</p>		
指定通信着信許可機能			第1種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定める数以下とします。以下この欄において同じとします。)又は登録した番号以外の番号からの着信のみを通信可能にする機能	— —	
	備考		<p>1 当社は、この機能を利用している第1種契約について、第1種契約に係る利用権の譲渡があったときは、その指定通信着信許可機能を廃止します。</p> <p>2 当社は、第41条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
内線通信機能	基本機能		当社が別に定めるところにより内線番号を用いた通信を行うことができる機能	当社が利用可能な1の内線番号ごとに 600円(税込価格 630円)	
	追加機能	内線代表機能	内線代表番号グループ(2以上であって40以下の内線番号(同一の接続契約者回線等に係るものに限ります。)からなるグループをいいます。以下同じとします。)について、それらの内線番号を代表する内線代表番号(内線番号(その内線代表番号グループに属するものを除きます。)又は契約者回線番号とします。)に着信があった場合に、通信可能ないずれか1の内線番号に接続することができる機能	— —	
		追加機能	応答前着信先変更機能	第1種契約者があらかじめ指定した1以上の内線代表番号グループに係る番号に着信する通信を、応答前に、それらの内線代表番号グループに属する内線番号からの要求により、その内線番号に着信先を変更することができる機能	— —

		グループ保留機能	内線代表番号グループに係る番号に着信する通信を、応答後に保留状態にしたのち、その内線代表番号グループに属する内線番号からの要求により、その内線番号に着信することができる機能	-	-	
	内線通信着信転送機能		その内線番号に着信する通信を、応答後又は応答前に、第1種契約者が指定した他の番号（当社が別に定めるものに限ります。）に転送することができる機能	-	-	
	内線通信発信規制機能		特定の内線番号からの発信の一部を規制できる機能	-	-	
	指定番号着信識別機能		第1種契約者が属する回線収容部グループ（第1種契約者が指定する1以上の回線収容部又は利用回線（その回線収容部又は利用回線に係る第1種契約者がその指定を行う者と同一の者となるものに限ります。）からなるグループをいいます。以下同じとします。）に係る契約者回線番号または内線番号（当社が別に定めるものを含めます。）から着信したことを識別するための信号を送出する機能	-	-	
備考			<p>1 内線通信着信転送機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>2 内線通信着信転送機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は内線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。</p> <p>3 内線通信着信転送機能に係る通信（応答後に転送した場合を除きます。）については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p>			

	<p>4 内線通信着信転送機能に係る通信（応答後に転送した場合に限ります。）については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信、この機能に係る接続契約者回線等から転送先への呼出しを行う通信及びこの機能に係る接続契約者回線等から転送先への通信のうち呼出し以外のものの3の通信として取り扱います。</p> <p>5 内線通信着信転送機能については、スケジュールパターン（その機能の利用開始時刻及び終了時刻を第1種契約者があらかじめ定めたものをいいます。以下同じとします。）を当社が指定する方法により登録していただくことにより、そのスケジュールパターンによりその機能を利用することができます。</p>													
多重回線収容機能	<p>接続契約者回線に係る電気通信サービスの1の契約者回線に設定された1又は複数の論理パスについて、1の論理パスごとに1の回線収容部へ収容することを可能とする機能</p>	<p>1の多重回線収容グループ（接続契約者回線に係る電気通信サービスの同一の契約者回線に設定される論理パスを収容する回線収容部からなるグループをいいます。以下同じとします。）ごとに</p>	<p>30,000円 (税込価格 31,500円)</p>											
備考	<p>1 1の多重回線収容グループに含むことができる論理パスの数は、22までとします。</p> <p>2 1の多重回線収容グループの回線収容部に設定することができるチャネル数の総計は、600までとします。</p> <p>3 当社は、料金返還その他の場合において1の回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料を確定する必要が生じたときには、料金月ごとに次の算定により算出します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1の回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料</td> <td style="width: 30%;">その多重回線収容グループに係る多重回線収容機能の付加機能使用料</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">×</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">その回線収容部の延べ利用日数</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">その多重回線収容グループに係るすべての回線収容部の延べ利用日数</td> </tr> </table> <p>4 3の場合において、多重回線収容グループに係る多重回線収容機能の付加機能使用料から、その多重回線収容グループを構成するすべての回線収容部について4の規定により算出した1の回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を当社が指定する回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料に加算します。</p>	1の回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料	その多重回線収容グループに係る多重回線収容機能の付加機能使用料	×	その回線収容部の延べ利用日数			<hr/>				その多重回線収容グループに係るすべての回線収容部の延べ利用日数		
1の回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料	その多重回線収容グループに係る多重回線収容機能の付加機能使用料	×	その回線収容部の延べ利用日数											
		<hr/>												
		その多重回線収容グループに係るすべての回線収容部の延べ利用日数												
着信一括転	<p>1の回線収容部又は利用回線に係る契約者回線番号又は内線番号に着信する全ての通信を、応答前に、第1種契約者がそれぞれあらかじめ指定した番号（当社が別に定めるものに限りま</p>	<p>1回線収容部又は1利用回線ごとに</p>	<p>3,000円 (税込価格 3,150円)</p>											

送機能	す。)に転送することができる機能		
	備考	1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。 2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は内線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。 4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。	
不在案内機能	基本機能	契約者回線番号または内線番号に着信する通信の発信者に対し、不在の旨等のガイダンスを音声により案内する機能	同時に案内が可能な1の通信ごとに 700円 (税込価格 735円)
	追加機能	オリジナルガイダンス機能 不在案内機能におけるガイダンスについて、オリジナルガイダンス(第1種契約者があらかじめ作成するガイダンスをいいます。以下同じとします。)を当社が指定する方法により登録し、利用することができる機能	回線収容部グループにおいて登録する1のオリジナルガイダンスごとに 500円 (税込価格 525円)
備考	<p>1 不在案内機能については、当社が定めた音声ガイダンスを利用することができます。</p> <p>2 不在案内機能において、発信者に対し同時に案内が可能な通信の数は回線収容部グループごとに500までとします。</p> <p>3 オリジナルガイダンス機能において、第1種契約者があらかじめ登録できるオリジナルガイダンスの数は回線収容部グループごとに490までとします。</p> <p>4 オリジナルガイダンスは1の回線収容部グループにおいて、共通して利用することができます。</p> <p>5 当社は、当社が別に定めるところにより、当社又は契約者が登録するオリジナルガイダンスが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該オリジナルガイダンスの案内を停止し、又はオリジナルガイダンスを消去することができます。この場合において、現に登録されているオリジナルガイダンスの案内を停止し、又はオリジナルガイダンスを消去する場合は、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>6 当社は5の規定により、現に登録されているオリジナルガイダンスの案内を停止し、またはオリジナルガイダンスを消去したことに伴い発生</p>		

		<p>する損害については、責任を負いません。</p> <p>7 当社は、料金返還その他の場合において1の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料を確定する必要が生じたときは、料金月ごとに次の算定により算出します。</p> $1 \text{ の回線収容部} \quad \text{その回線収容部} \quad \text{その回線収容部又は利用} \\ \text{又は利用回線に} \quad \text{グループに係る} \quad \text{回線の延べ利用日数} \\ \text{係るオリジナル} = \text{オリジナルガイ} \times \frac{\text{その回線収容部グループ}}{\text{のうち不在案内機能を}} \\ \text{ガイダンス機能} \quad \text{ダンス機能の付} \quad \text{利用している回線収容部又} \\ \text{の付加機能使用} \quad \text{加機能使用料} \quad \text{は利用回線の延べ利用日} \\ \text{料} \quad \quad \quad \text{数}$ <p>8 7の場合において、回線収容部又は利用回線の延べ利用日数の算定に当たっては、各々の回線収容部又は利用回線の延べ利用日数を合計したものとします。</p> <p>9 7の場合において、回線収容部グループに係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料からその回線収容部グループのうち不在案内機能を利用しているすべての回線収容部又は利用回線について7の規定により算出した1の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を当社が指定する回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料に加算します。</p> <p>10 不在案内機能については、スケジュールパターン（それらの機能の利用開始時刻及び終了時刻を第1種契約者があらかじめ定めたものをいいます。以下同じとします。）を当社が指定する方法により登録していくことにより、そのスケジュールパターンによりそれらの機能を利用するすることができます。</p>	
着信課金機能 (フリーアクセス)	基本機能	その契約者回線番号に係る着信先へ、あらかじめ第1種契約者が指定する地域の契約者回線等から着信課金番号(第1種契約者の請求により、当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。)により行う通信(以下「フリーアクセス通信」といいます。)に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る第1種契約者(話中時迂回機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用している契約者回線番号へ行う通信であって、第1種契約者があらかじめ指定した契約者回線番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号に係る第1種契約者とします。)とし、その契約者回線番号に係る回線収容部又は利用回線に課金する機能	1 着信課金番号ごと 2,000円 (税込価格 2,100円)
追加機能	複数拠点共	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用して契約者回線番号に	加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号ご 350円 (税込価格 367.5円)

	通番号機能	着信させる機能	とに)
	話中時迂回機能	この機能を利用する契約者回線番号(迂回元回線といいます。)がフリーアクセス通信により通信中の場合に、その契約者回線番号へのフリーアクセス通信を、第1種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の迂回元回線ごとに) 800円 (税込価格 840円)
	振分接続機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信について、振分グループ(第1種契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号(着信課金機能を利用しているものに限ります。)又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備からなるグループをいいます。以下同じとします。)を構成する着信先及び転送先ごとに、第1種契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、契約者回線番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の振分グループごとに) 700円 (税込価格 735円)
	受付先変更機能	第1種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号(受付先変更元番号といいます。)へのフリーアクセス通信を、第1種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の受付先変更元番号ごとに) 1,000円 (税込価格 1,050円)
	時間外案内機能	第1種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号へのフリーアクセス通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能	加算額(1着信課金番号につき1の接続契約者回線等ごとに) 650円 (税込価格 682.5円)
備考	1 当社は、1契約者回線番号ごとに1の着信課金番号を付与します。 ただし、その契約者回線番号において複数拠点共通番号機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号に1の着信課金番号を付与します。 2 着信課金番号を付与された第1種契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。		

	<p>3 この機能を利用している契約者回線番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信、移動体通信、PHS通信又は公衆通信に限ります。</p> <p>4 当社は、第1種契約者から請求があったときは、移動体通信又はPHS通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>5 第1種契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号に係る回線収容部又は利用回線に課金することを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。</p> <p>6 1の契約者回線番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に利用することはできません。</p> <p>7 複数拠点共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に転送する場合は、その転送先において指定する着信先の数を含みます。）の範囲内とします。</p> <p>8 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる契約者回線番号は、同一の着信課金番号を付与した契約者回線番号に限ります。この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線番号に係る第1種契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る第1種契約者からの同意がある場合に限り提供します。</p> <p>9 受付先変更機能又は時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>10 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>（注1）7に規定する当社が別に定める数は、複数拠点共通番号機能の場合は640、話中時迂回機能及び振分接続機能の場合はそれぞれ50、受付先変更機能の場合は5とします。</p> <p>（注2）9に規定する当社が別に定める時間は、10分とします。</p>	
特定番号通知機能	この機能を利用する接続契約者回線等（着信課金機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能	1契約者回線番号ごと 100円 (税込価格 105円)

基本料金別表 選択制による付加機能使用料  
内線通信機能の選択制付加機能使用料

区分	内 容											
(1) 定義等	<p>「内線通信機能の選択制付加機能使用料」とは、内線通信機能を利用している第1種契約者から申出があった場合に、回線収容部グループに係る付加機能使用料（内線通信機能の基本機能に係るものに限ります。）について、2-3（付加機能使用料）の内線通信機能の基本機能の欄に規定する額に代えて、次表に規定する額を適用することをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単 位</th><th>料金額(月額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td><td>1回線収容部グループごとに</td><td>600,000円 (税込価格 630,000円)</td></tr> <tr> <td>加算額</td><td>1回線収容部グループにつき 3,000を超える当社が利用可能 とした1の内線番号ごとに</td><td>200円 (税込価格 210円)</td></tr> </tbody> </table>			区分	単 位	料金額(月額)	基本額	1回線収容部グループごとに	600,000円 (税込価格 630,000円)	加算額	1回線収容部グループにつき 3,000を超える当社が利用可能 とした1の内線番号ごとに	200円 (税込価格 210円)
区分	単 位	料金額(月額)										
基本額	1回線収容部グループごとに	600,000円 (税込価格 630,000円)										
加算額	1回線収容部グループにつき 3,000を超える当社が利用可能 とした1の内線番号ごとに	200円 (税込価格 210円)										
	区分	単 位	料金額(月額)									
(2) 承諾	<p>ア この選択制付加機能使用料を選択する場合は、1の回線収容部グループを指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) 第1種契約者が、選択制付加機能使用料を支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(イ) その他この選択制付加機能使用料を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p>											
(3) 選択制付加機能使用料の適用	<p>ア この選択制付加機能使用料の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日（その申出が内線通信機能の提供の開始を伴う場合（その提供開始日が料金月の初日である場合を除きます。）は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>イ 当社は、(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったときは、この選択制付加機能使用料を廃止します。</p> <p>ウ この選択制付加機能使用料の廃止があった場合の取扱いについては、廃止日を含む料金月の前料金月の末日まで選択制付加機能使用料を適用します。この場合、その廃止日を含む料金月の付加機能使用料（その廃止に係るものに限ります。）については、2-3（付加機能使用料）に規定する額を適用します。</p>											

(4) 1の回線収容部又は利用回線に係る選択制付加機能使用料の計算

ア 当社は、料金返還その他の場合において1の回線収容部又は利用回線に係る選択制付加機能使用料を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。

$$\text{1の回線} \quad \frac{\text{その回線収容部又は利用回線に係る当社が利用可能なとした内線番号の数}}{\text{その回線収容部グループを構成する当社が利用可能なとした内線番号の総数}} \\ \text{収容部又は利用回線に係る選択制付加機能使用料} = \frac{\text{その回線収容部グループに係る選択制付加機能使用料}}{\text{その回線収容部グループを構成する当社が利用可能なとした内線番号の総数}}$$

イ アの場合において、この選択制付加機能使用料適用後の回線収容部グループに係る選択制付加機能使用料からその回線収容部グループを構成するすべての回線収容部又は利用回線についてアの規定により算出した1の回線収容部又は利用回線に係る選択制付加機能使用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を当社が指定する回線収容部又は利用回線に係る選択制付加機能使用料に加算します。

## 第2 第2種サービスに係るもの

### 料金額

#### 1 基本額

1 利用回線ごとに月額 500円(税込価格 525円)

#### 2 付加機能使用料

区分		単位	料金額(月額)
通信中着信機能	通信中に他から着信があることを知らせ、その利用回線に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようとする機能	1 利用回線ごとに	300円 (税込価格 315円)
着信転送機能	その契約者回線番号に着信があった場合(通信中に他から着信があった場合を含みます。)その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限ります。)から着信する通信のみを、応答前に、第2種契約者が指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能	1 利用回線ごとに	500円 (税込価格 525円)
備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます</p> <p>4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る利用回線への通信とこの機能に係る利用回線から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p>		
発信電話番号受信機能	<p>基本機能</p> <p>この機能を利用する利用回線へ通知される発信電話番号等(電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)を受信することができる機能</p>	1 利用回線ごとに	400円 (税込価格 420円)
	<p>追加機能</p> <p>発信電話番号通知要請</p> <p>この機能を利用する利用回線へ発信電話番号等が通知されない通信(通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)その他発信者が</p>	1 利用回線ごとに	200円 (税込価格 210円)

	機能	その発信電話番号等を通知しない通信に限ります。)に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能			
迷惑電話おことわり機能	備考	当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。			
		迷惑電話を防止したい旨の申出があった第2種契約者のために、登録応答装置（その第2種契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、音声利用IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能	1 利用回線ごとに	700円 (税込価格 735円)	
	備考	<p>1 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。</p> <p>2 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>4 当社は、この機能を利用している第2種契約について、利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話おことわり機能を廃止します。</p> <p>5 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			

第2類 通信料金

- 第1 第1種サービスに係るもの  
1 適用

区分	内容													
(1) 国内通信の種類	<p>国内通信には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通信</td> <td>2、3、4又は5以外のもの</td> </tr> <tr> <td>2 移動体通信</td> <td>携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>3 PHS通信</td> <td>PHS設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>4 IP電話通信</td> <td>IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>5 公衆通信</td> <td>接続契約者回線等と電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合ディジタル通信サービス第4条（総合ディジタル通信サービスの種類等）に規定するディジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> </tbody> </table>		種類	内容	1 一般通信	2、3、4又は5以外のもの	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信	3 PHS通信	PHS設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信	4 IP電話通信	IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信	5 公衆通信	接続契約者回線等と電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合ディジタル通信サービス第4条（総合ディジタル通信サービスの種類等）に規定するディジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信
種類	内容													
1 一般通信	2、3、4又は5以外のもの													
2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信													
3 PHS通信	PHS設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信													
4 IP電話通信	IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信													
5 公衆通信	接続契約者回線等と電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合ディジタル通信サービス第4条（総合ディジタル通信サービスの種類等）に規定するディジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信													
(2) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用	<p>当社は、一般通信及び公衆通信の通信料金を適用するため、接続契約者回線等からの通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県内通信</td> <td>接続契約者回線の終端（回線收容部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。）又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電</td> </tr> </tbody> </table>		区分	適用する通信	1 県内通信	接続契約者回線の終端（回線收容部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。）又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電								
区分	適用する通信													
1 県内通信	接続契約者回線の終端（回線收容部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。）又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電													

		話の電話機等又は総合ディジタル通信サービス第4条（総合ディジタル通信サービスの種類等）に規定するディジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信			
	2 県間通信	1以外のもの			
(3) 区域内通信及び区域外通信の適用	当社は、PHS通信の通信料金を適用するため、接続契約者回線等からの通信について、次のとおり区分します。				
	区分	適用する通信			
	区域内通信	PHS設備（接続契約者回線の終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。）又は利用回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域（電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備（移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。）に接続された移動無線装置とします。）との間の通信			
	区域外通信	区域内通信以外の通信			
(4) 通信時間の測定等	<p>ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>（ア）回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間</p> <p>（イ）回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、料金表第1表第2（通信料金）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間</p>				
(5) 通信地域間距離の測定	<p>通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 当社は、全国の区域を一辺2kmの正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、接続契約者回線の終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。）又は利用回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画又はPHS事業者に係る移動無線装置が接続された無線基地局設備のある場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とします。</p> <p>ウ 通信地域間距離の測定に関するその他の適用については電話サービス契約約款に規定する通話地域間距離の測定方法に</p>				

	準するものとします。
(6) 無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用	無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金については、無線呼出し事業者等に係る相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。
(7) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>（1）過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（2）過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料金のうち低い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
(8) 一般通信に係る県内通信及び県間通信の通信料金の適用	<p>ア 同一の回線収容部グループ内における一般通信に係る県内通信及び県間通信（フリーアクセス通信に係るもの）を除きます。）については、2（料金額）の規定にかかわらず、通信料金を適用しません。</p> <p>イ 一般通信に係る県内通信及び県間通信の通信料金については、2-1（国内通信に係るもの）(1)(2)、(3)及び(4)以外のものに規定する2のプランがあり、あらかじめいずれか1つ（着信課金機能を利用している場合は、フリーアクセス通信に係るもの及びそれ以外のものについて、それぞれあらかじめいずれか1つとします。）を選択していただきます。この場合、第1種契約者から種類の変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p>
(9) 付加機能等を利用した通信料金の適用	接続契約者回線等から電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る契約者回線（電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であって当社が

	別に定めるものを利用するものに限ります。)への通信に係る通信料金の適用については、それぞれ電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。
(10) 国際通信に係る着信先の地域の取扱い	国際通信に係る着信先の地域については、接続契約者回線等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取り扱います。
(11) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。
(12) 国内通信に関する料金の減免	次の通信については、第33条（通信料金の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 ア 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信 イ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものへの通信

2 料金額

2 - 1 国内通信に係るもの

(1) (2)、(3)及び(4)以外のもの

ア プラン1に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信	3分までごとに	6円(税込価格 6.3円)
県間通信	3分までごとに	10円(税込価格 10.5円)

イ プラン2に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信及び県間通信	3分までごとに	8円(税込価格 8.4円)

(2) 移動体通信及びIP電話通信に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
移動体通信	グループ1 - Aに区分される電気通信番号を用いた通信	1分までごとに 17円(税込価格 17.85円)
	グループ1 - Bに区分される電気通信番号を用いた通信	1分までごとに 19円(税込価格 19.95円)
IP電話通信	グループ2 - Aに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに 10.4円 (税込価格 10.92円)
	グループ2 - Bに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに 10.5円 (税込価格 11.025円)
	グループ2 - Cに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに 10.8円 (税込価格 11.34円)

(3) PHS通信に係るもの

料 金 種 别	料 金 額
通信料金	次の秒数までごとに10円 (税込価格 10.5円)
区域内通信	60秒
区域外通信	160kmまで 45秒
	160kmを超えるもの 36秒
上記の通信料金のほか通信1回ごとに	10円(税込価格 10.5円)

(4) 公衆通信(フリーアクセス通信に係るものに限ります。)に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信	1分までごとに	20円(税込価格 21円)
県間通信	1分までごとに	30円(税込価格 31.5円)

## 2 - 2 国際通信に係るもの

### 2 - 2 - 1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和国 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール王国 バーレーン国 パキスタン・イスラム共和国 バングラデシュ人民共和国 東ティモール フィリピン共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦 モルディブ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシミテ王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国(ハワイを除きます。) アルゼンチン共和国 アルバ アンギラ アンティグア・バーブーダ ウルグアイ東方共和国 英領バージン諸島 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領アンティール カナダ キューバ共和国 グアテマラ共和国 グアドループ島 ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サンピエール島・ミクロン島 ジャマイカ スリナム共和国 セントビンセントおよびグレナディーン諸島 チリ共和国 ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ共和国 ニカラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 バハマ国 バミューダ諸島 パラグアイ共和国 バルバドス プエルトリコ フォークランド諸島 ブラジル連邦共和国 フランス領ギアナ 米領バージン諸島 ベネズエラ共和国 ベリーズ ペルー共和国 ポリビア共和国 ホンジュラス共和国 マルチニーク島 メキシコ合衆国
大洋州	オーストラリア キリバス共和国 グアム クック諸島 クリスマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソロモン諸島 ツバル トケラウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国 ニューカレドニア ニュージーランド ノーフォーク島 バヌアツ共和国 パプアニューギニア パラオ共和国 ハワイ フィジー共和国 フランス領ポリネシア フランス領ワリス・フチナ諸島 米領サモア マーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦
ヨーロッパ	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 アゾレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 ギリシャ共和国 キルギス共和国 グリーンランド グルジア グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国 クロアチア共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スペイン領北アフリカ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア・モンテネグロ タジキスタン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン トルコ共和国 ノルウェー王国 バチカン市国

	ハンガリー共和国 フィンランド共和国 フェロー諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 ポーランド共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナコ公国 ラトビア共和国 リトアニア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルク大公国 ロシア連邦
アフリカ	アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共和国 エジプト・アラブ共和国 エチオピア連邦民主共和国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボベルデ共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ギニア共和国 ケニア共和国 コートジボワール共和国 コモロ・イスラム連邦共和国 コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シエラレオネ共和国 ジブチ共和国 社会主義人民リビア・アラブ国 ジンバブエ共和国 スーダン共和国 スワジラント王国 赤道ギニア共和国 セネガル共和国 ソマリア民主共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 チュニジア共和国 トーゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブルキナファソ ブルンジ共和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マヨット島 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト王国 レユニオン
インマルサット移動地球局	インマルサット - A インマルサット - B インマルサット - M インマルサット - ミニM
備考 インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等により A、B、M、ミニMの区別があります。	

## 2 - 2 - 2 国際通信に関する料金額

(単位:円)

着信先の地域	料金額	1分までごとに次に規定する額
アイスランド共和国	70	
アイルランド	20	
アゼルバイジャン共和国	70	
アゾレス諸島	35	
アフガニスタン・イスラム国	160	
アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)	9	
アラブ首長国連邦	50	
アルジェリア民主人民共和国	127	
アルゼンチン共和国	50	
アルバ	80	
アルバニア共和国	120	
アルメニア共和国	202	
アンギラ	80	
アンゴラ共和国	45	
アンティグア・バーブーダ	80	
アンドラ公国	41	
イエメン共和国	140	
イスラエル国	30	
イタリア共和国	20	
イラク共和国	225	
イラン・イスラム共和国	80	
インド	80	
インドネシア共和国	45	
ウガンダ共和国	50	
ウクライナ	50	
ウズベキスタン共和国	100	
ウルグアイ東方共和国	60	
英領バージン諸島	55	
エクアドル共和国	60	
エジプト・アラブ共和国	75	

エストニア共和国	80
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボベルデ共和国	75
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グルジア	101

グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	20
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コモロ・イスラム連邦共和国	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
社会主義人民リビア・アラブ国	70
ジャマイカ	75
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75

スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
スワジラント王国	45
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア・モンテネグロ	120
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中華人民共和国	30
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80

ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール王国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
バブアニューギニア	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
ブルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50

フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア共和国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30

ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
ミャンマー連邦	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディブ共和国	105
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
ヨルダン・ハシミテ王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサット - A	517
インマルサット - B	307
インマルサット - M	363
インマルサット - ミニM	209

## 第2 第2種サービスに係るもの

### 1 適用

区分	内 容											
(1) 区域内通信及び区域外通信の適用等	<p>区域内通信及び区域外通信の適用、通信時間の測定等、通信地域間距離の測定、無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い、付加機能等を利用した通信料金の適用、国際通信に係る着信先の地域の取扱い、本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間の通信の取扱い、国内通信に関する料金の減免の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとします。</p>											
(2) 国内通信の種類	<p>国内通信には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通信</td> <td>2、3又は4以外のもの</td> </tr> <tr> <td>2 移動体通信</td> <td>携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>3 PHS通信</td> <td>PHS設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>4 IP電話通信</td> <td>IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	内 容	1 一般通信	2、3又は4以外のもの	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信	3 PHS通信	PHS設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信	4 IP電話通信	IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信
種 類	内 容											
1 一般通信	2、3又は4以外のもの											
2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信											
3 PHS通信	PHS設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信											
4 IP電話通信	IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社通信を伴って行われる通信											
(3) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用	<p>当社は、一般通信の通信料金を適用するため、接続契約者回線等からの通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県内通信</td> <td>利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における利用回線の終端、接続契約者回線の終端（回線收容部に収容されるもの以外のものとします。）当社が必要により設置する設備、第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの又は端末系事業者の端末系伝送路設備の終端との間の通信であって、3、4又は5以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>		区分	適用する通信	1 県内通信	利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における利用回線の終端、接続契約者回線の終端（回線收容部に収容されるもの以外のものとします。）当社が必要により設置する設備、第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの又は端末系事業者の端末系伝送路設備の終端との間の通信であって、3、4又は5以外のもの						
区分	適用する通信											
1 県内通信	利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における利用回線の終端、接続契約者回線の終端（回線收容部に収容されるもの以外のものとします。）当社が必要により設置する設備、第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの又は端末系事業者の端末系伝送路設備の終端との間の通信であって、3、4又は5以外のもの											

	2 県間通信	1 以外のもの
(4) 選択制による 通信料金の月極 割引の適用	<p>ア 当社は、第2種契約者から申出があったときは、その利用回線の通信料金について、通信料金別表に定める選択制による通信料金の月極割引を適用します。</p> <p>ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極割引等を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。</p> <p>イ 現に月極割引の適用を受けている利用回線について、移転等に伴い契約者回線番号が変更となる場合等であって、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通信料金別表の規定にかかわらず、その契約者回線番号の変更日を含む料金月における通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。</p>	

## 2 料金額

### 2 - 1 国内通信に係るもの

#### (1) (2)及び(3)以外のもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信及び県間通信	3分までごとに	8円(税込価格 8.4円)

#### (2) 移動体通信及びIP電話通信に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
移動体通信	グループ1 - Aに区分される電気通信番号を用いた通信	1分までごとに 17円(税込価格 17.85円)
	グループ1 - Bに区分される電気通信番号を用いた通信	1分までごとに 19円(税込価格 19.95円)
IP電話通信	グループ2 - Aに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに 10.4円 (税込価格 10.92円)
	グループ2 - Bに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに 10.5円 (税込価格 11.025円)
	グループ2 - Cに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに 10.8円 (税込価格 11.34円)

#### (3) PHS通信に係るもの

料 金 種 别	料 金 額
通信料金	次の秒数までごとに10円 (税込価格 10.5円)
区域内通信	60秒
区域外通信	160kmまで 45秒
	160kmを超えるもの 36秒
上記の通信料金のほか通信1回ごとに	10円(税込価格 10.5円)

### 2 - 2 国際通信に係るもの

第1種サービスの場合に準ずるものとします。

通信料金別表 選択制による通信料金の月極割引  
県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引

区分	内容																
(1) 定義等	<p>ア 「県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引」とは、全ての時間帯における県内通信及び県間通信のうち、イの規定によりこの月極割引の対象となる通信について、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。この場合、この月極割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 利用回線ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額</th> <th>月極割引を選択した場合の料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) プラン1</td> <td>0円から1,280円(税込価格1,344円)までの部分</td> <td>900円(税込価格945円)(最低通信料)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,280円(税込価格1,344円)を超える部分</td> <td>左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) プラン2</td> <td>0円から4,800円(税込価格5,040円)までの部分</td> <td>3,400円(税込価格3,570円)(最低通信料)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,800円(税込価格5,040円)を超える部分</td> <td>左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この月極割引の対象となる通信は、次に該当しないものに限ります。</p> <p>(ア) 相互接続通信(当社が別に定めるものを除きます。) (イ) 当社が別に定める付加機能等(協定事業者が提供するものを含みます。)を利用して行う通話</p>		種類	2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額	(ア) プラン1	0円から1,280円(税込価格1,344円)までの部分	900円(税込価格945円)(最低通信料)		1,280円(税込価格1,344円)を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額	(イ) プラン2	0円から4,800円(税込価格5,040円)までの部分	3,400円(税込価格3,570円)(最低通信料)		4,800円(税込価格5,040円)を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額
種類	2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額															
(ア) プラン1	0円から1,280円(税込価格1,344円)までの部分	900円(税込価格945円)(最低通信料)															
	1,280円(税込価格1,344円)を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額															
(イ) プラン2	0円から4,800円(税込価格5,040円)までの部分	3,400円(税込価格3,570円)(最低通信料)															
	4,800円(税込価格5,040円)を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額															
(2) 承諾	<p>当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線について、通信の料金明細内訳を記録しているもの(当社が別に定める方法により記録しているものに限ります。)である場合に限り、これを承諾します。</p>																
(3) 月極割引の適用	<p>ア 県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日(第2種サービスの提供を開始するときは、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合は、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 利用権の譲渡があったとき。 ただし、譲受人が譲渡人の同意を得て、この月極割引の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。</p>																

(イ) 第2種契約の解除があったとき。  
 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から3欄の規定によるものとします。

区分	月極割引の適用
1 2から3以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 利用権の譲渡があったとき。	その承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第2種契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ この月極割引の種類の変更があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通信に関する料金について、変更後の種類に係る月極割引を適用します。  
 カ 第2種契約者が、この月極割引を選択している場合であって、その契約者回線の移転等に伴い契約者回線番号が変更となるときは、次のとおり取り扱います。  
 (ア) 契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に関する料金に限りこの月極割引を適用します。  
 (イ) 契約者回線番号の変更日以降の通信に関する料金については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。  
 キ 第2種契約者がこの月極割引が適用される料金月において、利用の一時中断又は利用停止があったときその他第2種サービスを利用することができなかつた期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなつた場合でも、最低通信料の支払いを要します。  
 ただし、第2種契約者の責めによらない理由により、第2種サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかつた料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する最低通信料については、その支払いを要しません。  
 ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。  
 (注) 最低通信料については、日割は行いません。

第3類 手続きに関する料金

1 適用

区分	内 容	
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次の通りとします。	
	種 别	内 容
	契約料	第1種契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
讓渡承認手数料		利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 840円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 840円)

第2表 工事に関する費用

工事費

1 適用

区分	内容						
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費及び回線収容部工事費を合計して算出します。						
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。						
(3) 交換機等工事費及び回線収容部工事費の適用	交換機等工事費、回線収容部工事費は次の場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>交換機工事費等の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td><td>音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ 回線収容部工事費</td><td>第1種サービスについて、回線収容部において工事を要する場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区分	交換機工事費等の適用	ア 交換機等工事費	音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線収容部工事費	第1種サービスについて、回線収容部において工事を要する場合に適用します。
区分	交換機工事費等の適用						
ア 交換機等工事費	音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。						
イ 回線収容部工事費	第1種サービスについて、回線収容部において工事を要する場合に適用します。						
(4) 請求による契約者回線番号の変更に関する工事費の適用	契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円(税込価格2,625円)とします。						
(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	現に利用している電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポートアビリティ(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定するものをいいます。)によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2(工事費の額)の額に2,000円(税込価格2,100円)を加算して適用します。						
(6) 割増工事費の適用	当社は、契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行なうことがあります。この場合の割増工事費の額は2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)にあっては、午前8時30分から午後10時</td><td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額</td></tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)にあっては、午前8時30分から午後10時	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額		
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後5時から午後10時まで(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)にあっては、午前8時30分から午後10時	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額						

	までとします。	
	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格 1,050円)を加算した額
(7) 工事費の減額適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	

## 2 工事費の額

2 - 1 回線収容部の設置若しくは変更、第1種サービスの利用の開始(利用回線に係る場合に限ります)、利用回線の移転又は変更、チャネル数の増加、契約者回線番号の増加、第2種サービスの利用の開始、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区分		単位	工事費の額
(1) 基本工事費		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(2) 交換機等工事費	ア イからオ以外の工事の場合	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	イ 第1種サービスに係る契約者回線番号の增加工事の場合	1契約者回線番号ごとに	700円 (税込価格 735円)
	ウ 第1種サービスの利用の開始(利用回線に係る場合に限ります)又は利用回線の移転に係る工事の場合	1利用回線ごとに	3,400円 (税込価格 3,570円)
	エ 第1種サービスに係る接続契約者回線から利用回線への変更に関する工事の場合	1利用回線ごとに	2,400円 (税込価格 2,550円)
	オ 第1種サービスに係る付加機能の利用の開始又	1契約者回線番号又は当社が利用可能とする1内線番号ごとに	700円 (税込価格 735円)
	(ア) (イ)から(ケ)以外の工事のとき		
	(イ) 不在案内機能の利用の開始又は変更に関する工事であって、(ウ)又は(エ)以外のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(ウ) オリジナルガイド	登録する1オリジナ	2,000円

は変更に関する工事の場合	ンス機能の登録又は変更に関する工事のとき	ルガイダンスごとに	(税込価格 2,100円)
	(工) スケジュールパターンの登録または変更に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(才) 指定番号着信識別機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(力) 多重回線収容機能に関する工事のとき	1の多重回線収容グループごとに	2,400円 (税込価格 2,520円)
	(キ) 着信一括転送機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(ク) フリーアクセスに関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1着信課金番号ごと
		追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1着信課金番号につき1の追加番号ごとに
	(ケ) 特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1契約者回線番号ごと	1,000円 (税込価格 1,050円)
カ 第2種サービスに係る付加機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき(アの工事と同時に施工する場合を除きます。)		1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(3) 回線収容部工事費		1回線収容部ごとに	2,400円 (税込価格 2,520円)

2 - 2 利用の一時中断に関する工事

区分		単位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	イ 交換機等工事費	(ア) (イ)又は(ウ)以外の工事	1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		(イ) 第1種サービスに係る契約者回線番号の一時中断の工事	1契約者回線番号ごとに 700円 (税込価格 735円)
		(ウ) 第1種サービスに係る付加機能の利用の一時中断に関する工事の場合	1契約者回線番号又は当社が利用可能とする1内線番号ごとに 700円 (税込価格 735円)
(2) 再利用の工事			2 - 1の工事費の額と同じ

第3表 重複掲載料

電話帳発行のつど 1掲載ごとに 500円(税込価格 525円)

第4表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1契約ごとに 300円(税込価格 315円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 420円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

## 附 則

この約款は、平成15年10月29日から実施します。

附 則（平成16年2月6日東経企営第03-174号）

この改正規定は、平成16年2月25日から実施します。

附 則（平成16年4月1日東経企営第03-210号）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則（平成16年3月31日東経企営第03-222号）

この改正規定は、平成16年4月1日より実施します。

附 則（平成16年4月28日東経企営第04-22号）

この改正規定は、平成16年5月6日から実施します。

附 則（平成16年7月14日東経企営第04-70号）

この改正規定は、平成16年7月15日から実施します。

附 則（平成16年8月6日東経企営第04-100号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年8月22日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年8月31日東経企営第04-125号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

多チャンネル型音声利用IP通信網サービスに係る多チャンネル型音声利用IP通信網契約	音声利用IP通信網サービスに係る第1種契約
---	-----------------------

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年10月29日東経企営第04-184号）

この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

附 則（平成17年1月6日東経企営第04-275号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年1月11日から実施します。

2 この改正規定の実施前に、料金表第1表第1類第1（第1種サービスに係るもの）2-3（付加機能使用料）内線通信機能における追加機能の不在案内機能が提供されている回線収容部は、この改正規定実施の日において、料金表第1表第1類第1（第1種サービスに係るもの）2-3（付加機能使用料）不在案内機能が提供されているものとみなします。

附 則（平成17年1月28日東経企営第04-300号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年2月17日東経企営第04 - 327号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年2月21日から実施します。

（経過措置）

2 第1種サービスの接続契約者回線等から、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信については、当面の間、当社が別に定める区域以外からは、行うことができません。

附 則（平成17年3月29日東経企営第04 - 384号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

ただし、選択制による通信料金の月極割引に関する部分は平成17年3月31日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と第1種契約を締結している者は、この改正規定実施の日までに、県内通信及び県間通信に係る料金の種類に関する申出がない場合、この改正規定実施の日においてプラン1を選択したものとみなします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と第1種契約を締結している第1種契約者に係る基本料金（基本額）の料金及びその適用、及びその契約者がこの改定規定実施の日以降に当社と締結することとなる第1種契約（改正前の規定により締結している第1種契約に係る回線収容部グループに属することとなるものに限ります。）に係る基本料金（基本額）の料金及びその適用について、この改正規定実施の日までに、その契約者から申出があった場合は、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 東経企第04-327号（平成17年2月17日）の附則第2項（経過措置）中「接続契約者回線」を「接続契約者回線等」に改めます。

附 則（平成17年3月31日東経企営第04 - 375号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年4月12日東経企営第05 - 9号）

（実施期日）

この改正規定は、平成17年4月14日から実施します。